

厚生労働省ものづくりマイスター制度

各都道府県ビルメンテナンス協会へのご協力のお願い

2025年5月29日・30日

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

厚生労働省「ものづくりマイスター制度」の概要

- 高度な技能をもった「ものづくりマイスター」による技能継承と後継者育成を目的
- 「ものづくりマイスター」が建設系、製造系、IT系等の分野で、中小企業・業界団体、工業高校等の教育訓練機関の若年者に実技指導を実施
- 製造業・建設業・IT分野を中心に推進されてきたが、2025年度に「ビルクリーニング」をはじめサービス業も追加に



入社して間もない若い社員を指導して欲しい

品質向上のために必要なことを教えて欲しい

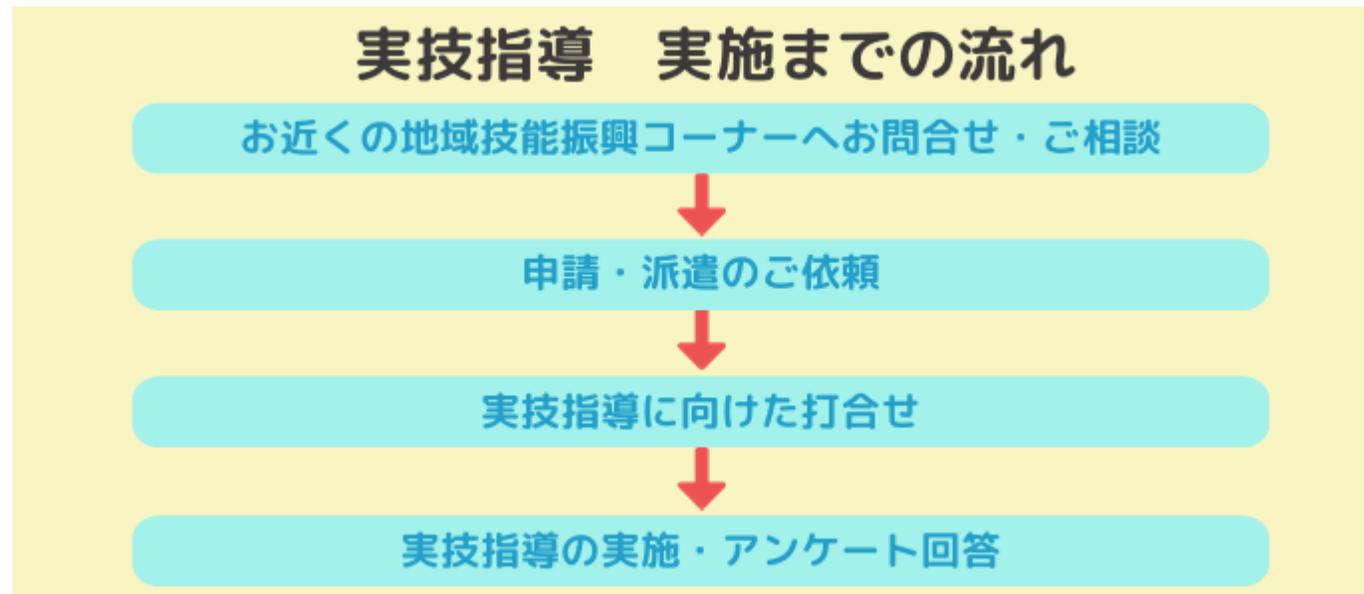
その分野について体系的に基礎から学びたい

全国の受講者は
延べ168,729人（令和6年度実績）

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ものづくりマイスターによる実技指導の概要

- 中小企業・業界団体、工業高校等の教育訓練機関が、ものづくりマイスターの派遣依頼元
- 指導対象者(受講できる方)は、主に15歳～35歳未満の若年者
⇒上記以外でも、技能の習熟が十分でない認められる場合は、受講可能
- 技能検定2・3級レベルの技能を学べる。実技指導申請者の希望に応じ、応相談



ものづくりマイスターによる実技指導の概要

指導内容について

到達目標に合ったカリキュラムの計画、教材の検討、十分な安全対策、受講者の技能の習得度合いなど、企業・学校の担当者の方と事前に打合せを行った上で、受講者に分かりやすい効果的な実技指導を行います。

ものづくりマイスターの指導について

ものづくりマイスターは、長年の現場での豊富な実務経験と指導経験を持っており、また、認定後も特に若い方への指導における留意点や、ハラスメント、個人情報の取扱い等についての研修を受けて指導にあたります。

費用について

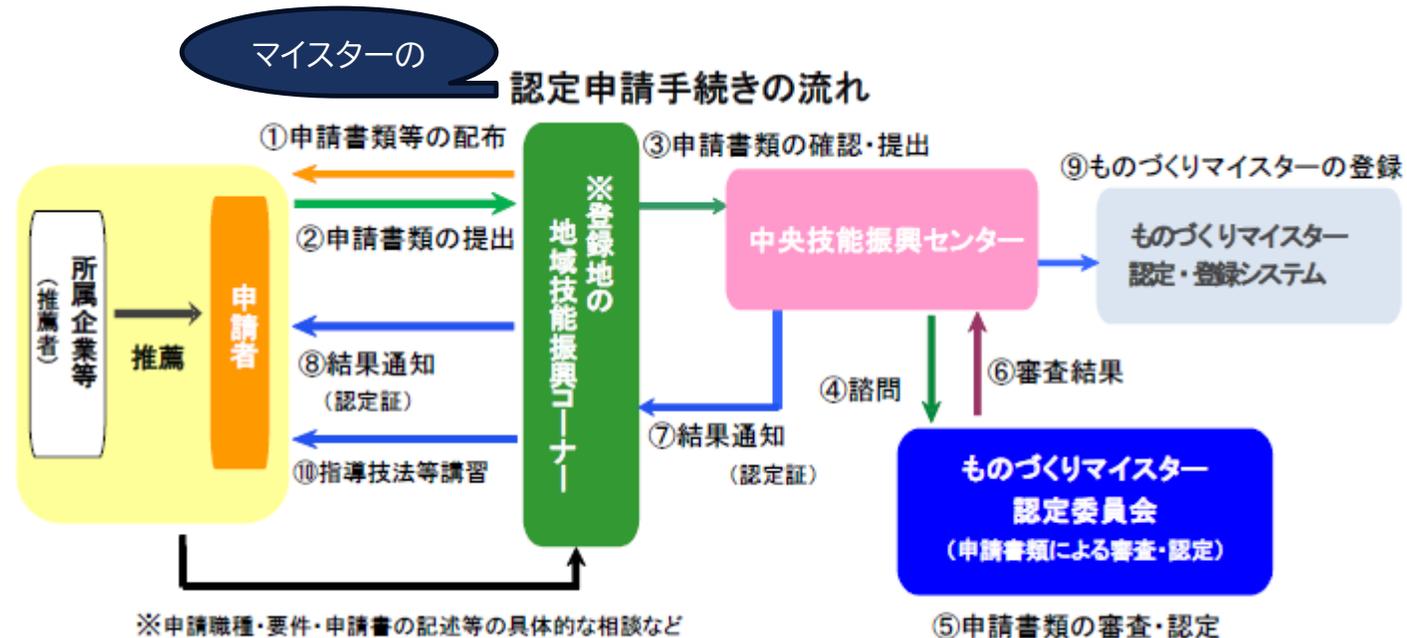
ものづくりマイスターの派遣費用や指導に必要な材料費は、事業の規定の範囲内で地域技能振興コーナー（厚生労働省）が負担します。負担額の上限や対象の範囲などがありますので、詳しくは地域技能振興コーナーにご相談ください。

個人情報について

ご相談で伺った情報、また、指導において知り得た、企業・学校の情報や個人情報について、地域技能振興コーナー及びものづくりマイスターは守秘義務を遵守します。

ものづくりマイスター制度の実施体制

- 中央技能振興センター(以下、センター)は、ものづくりマイスターの認定・登録の管理・運営を行う。
- 地域技能振興コーナー(以下、コーナー)は、ものづくりマイスターの募集・申請書類の確認・センターへの取次ぎ及び結果通知・認定証交付・派遣コーディネートを行う。
- 厚生労働省より、全国ビルメンテナンス協会にもものづくりマイスターの掘り起こし等への協力依頼



ものづくりマイスターの認定基準と要件

- 1級・単一等級のビルクリーニング技能士
- ビルクリーニングの実務経験15年以上
- 継続的な実技指導経験(概ね1週間以上の継続的な指導が複数回あること)
 - ⇒ 職業訓練指導員免許保持者(認定対象職種に対応する職業訓練科)は免除になる場合があります
- 技能継承・育成に積極的な意思と能力

ものづくりマイスターの申請資格

- 企業等に所属している場合は、代表者または所属長、企業等に所属していない場合は、第三者の推薦が必要
⇒いずれも、二親等以内の親族関係にある者及び個人名のみを推薦を除く。

企業に所属していない場合は、都道府県ビルメンテナンス協会、あるいは全国ビルメンテナンス協会の代表者による推薦をお願いします。

- プロフィール・指導内容等の公表が可能
- 技能検定委員も、ものづくりマイスターの認定を受けることができますが、技能検定対策の実技指導をすることはできません。

ものづくりマイスターの申請書類

- 様式第1号「ものづくりマイスター認定申請書」
- 認定申請書別紙1-1「指導経験歴記録書」

①生年月日と年齢が合っているか確認してください。
②認定委員会開催日時点での年齢に必要に応じてご修正ください。

申請種別 新規申請 追加申請 変更申請
認定番号*

*追加申請又は変更申請される場合、認定番号を記入してください。

ふりがな	姓	ものづくり	名	たろう	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏名	物作		太郎			
生年月日	西暦	1977	年	9	月	7
					日	(47 歳)
現住所 ※	〒*****					
	住所は都道府県名から記入してください					
	東京都新宿区西新宿1-2-3-405					
	電話	03-*****	FAX	03-*****		
携帯電話	090-*****	E-mail	t-monodukuri@*****.co.jp			
名称	中央製作株式会社					<input type="checkbox"/> 自営
						(自営の場合口にチェック)

※ 認定時/都道府県名/〒(郵便番号)を記入

指導経験歴記録書

「ものづくりマイスター」申請用

氏名: _____

★認定対象職種に関する指導経験を記入してください。(複数回以上)
★職業訓練指導員免許保持者(原則として認定対象職種に対応する職業訓練科とする:参考資料参照)は、指導経験を免除します。
★卒業した技能者(現代の名工)、全技術マイスター及びこれらに該当する熟達した技能者のうち認定対象職種に該当するものについては、指導経験を免除します。ただし、実技指導に際してのコーディネートの参考とします。これまでの指導経験のうちアピールポイントとなる指導経験を記入してください。(この場合、入職時点からのもので結構です。)

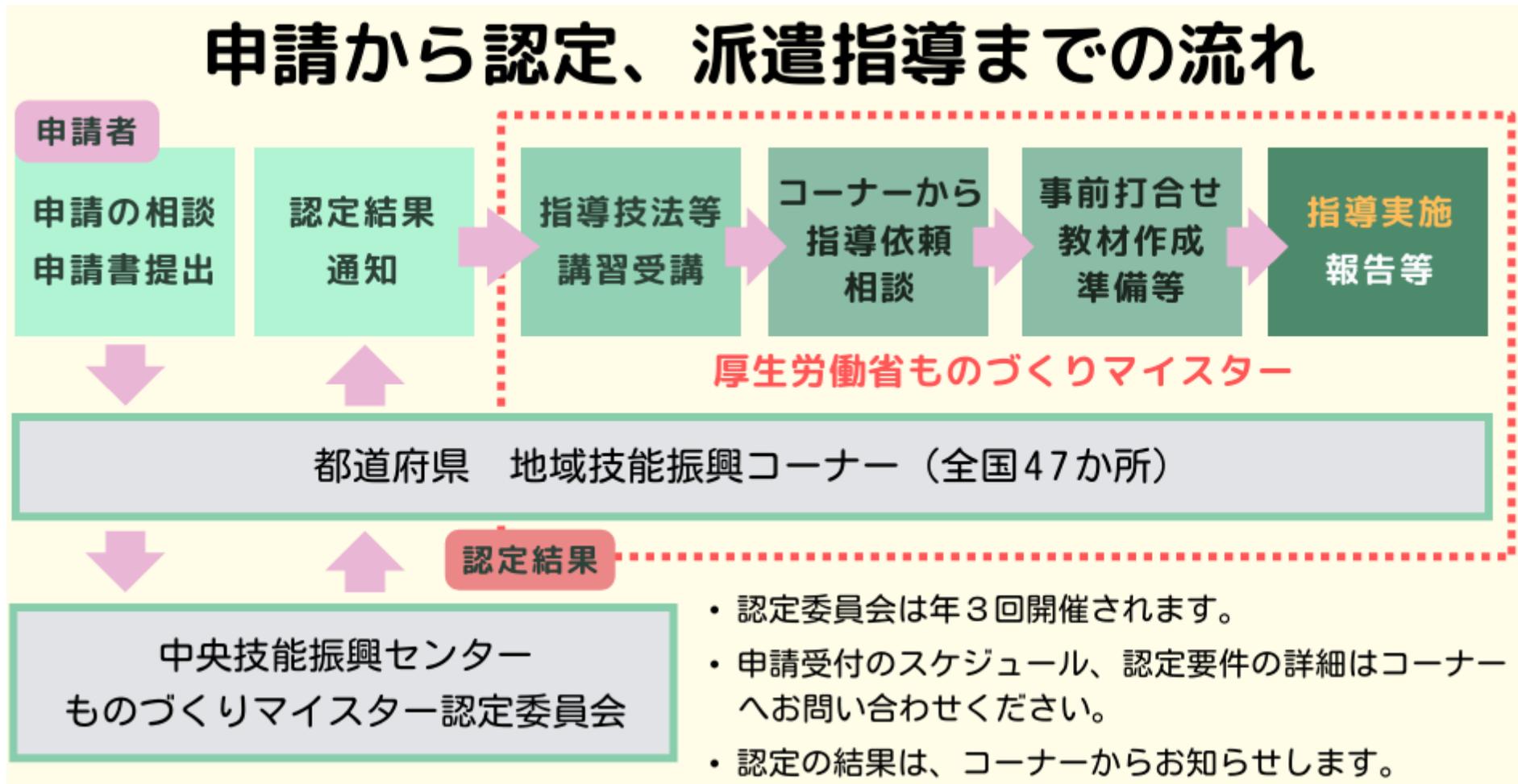
※ものづくりマイスターシステムに登録する指導経験(アピールポイントとして分かりやすいもの)を2~3件程度指定してください。(該当するものに☑を付けてください。コーディネートの参考となりますので必ず選択してください。)

【職種コード: _____ 名称: _____ 職種: _____】

1 継続的(概ね1週間以上)に実技指導を行った経験

※公表	指導内容	期間(西暦で記入してください)	対象者
<input checked="" type="checkbox"/>	自社研修所機械加工科専任講師として実技指導	2015年4月 ~ 2018年9月 (3 年 6 ヵ月)	新規入職者、中堅社員
<input checked="" type="checkbox"/>	グループ企業従業員への普通旋盤作業の実技指導	2020年10月 ~ 2021年3月 (年 6 ヵ月)	グループ企業社員

ものづくりマイスターの認定、派遣指導までの流れ



ものづくりマイスターの認定・登録方法

- 企業等に所属している場合は、事業所所在地のコーナーへ。所属していない場合は、居住地のコーナーに提出
- コーナーは、申請内容を確認し、必要に応じて認定希望者と面談
- コーナーは、申請書をセンターへ提出
- センターは、審査委員会にて認定の可否を決定し、認定者の記載事項及び認定番号をシステムに登録し、ものづくりマイスター認定証をコーナーに送付
- コーナーは、認定希望者に認定結果通知(非認定含む)と認定証を送付

ものづくりマイスターの認定スケジュール(3回/年)

- 第1回
 - 申請書受付期間 2025年5月19日(月)~6月6日(金)
 - 認定委員会 7月予定
 - 認定書送付 上記認定委員会開催後2週間程度
- 第2回
 - 申請書受付期間 2025年8月18日(月)~9月5日(金)
 - 認定委員会 10月予定
 - 認定書送付 上記認定委員会開催後2週間程度
- 第3回
 - 申請書受付期間 2025年11月10日(月)~11月28日(金)
 - 認定委員会 1月予定
 - 認定書送付 上記認定委員会開催後2週間程度

ものづくりマイスターの活動経費(参考)

- コーナーは、ものづくりマイスターに実技指導謝金及び旅費を支払います。
実技指導謝金は、日額(3時間以上)18,300円。
ただし、実技指導が3時間未満の場合は、以下の時間単価を適用します。
 - ・活動が2時間以上3時間未満 :12,200円
 - ・活動が1時間以上2時間未満 : 6,100円
- コーナーは、ものづくりマイスターの補助者(1名)を配置することができ、補助者謝金及び旅費を支払います。
補助者謝金は、日額(3時間以上) 8,100円。
ただし、実技指導が3時間未満の場合は、以下の時間単価を適用します。
 - ・活動が2時間以上3時間未満 :上限5,400円
 - ・活動が1時間以上2時間未満 :上限2,700円
- コーナーは、指導対象者1人1日あたり、2,000円を上限として、材料費を支出できます。
- 会場借料、その他経費は、ものづくりマイスター派遣依頼元が負担します。

各都道府県協会へのお願い



【注意】コーナーにより、協会との連携を希望されない可能性もありますが、候補者の申請にあたり、ご連絡をしていただくと幸いです

お問い合わせ先

● 地域技能振興コーナー

地域技能振興コーナー	郵便番号	所在地	電話番号	地域技能振興コーナー	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	003-0005	札幌市白石区東札幌五条1丁目1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2387	三重県	514-0006	津市広明町112-5 第3いけだビル4F (一社)三重県技能士会内 三重県技能振興コーナー	059-225-1817
青森県	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内 青森県職業能力開発協会内	017-738-5561	滋賀県	520-0865	大津市南郷5-2-14	077-537-1213
岩手県	028-3615	紫波郡矢巾町南矢幅10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校内	019-613-4622	京都府	612-8416	京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内	075-642-5074
宮城県	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-727-5380	大阪府	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 CAMCO西本町ビル6F	06-4394-7833
秋田県	010-1601	秋田市向浜1-2-1 秋田県立秋田技術専門校 職業訓練センター内 秋田県職業能力開発協会内	018-874-7135	兵庫県	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター3F	078-599-9134
山形県	990-2473	山形市松栄2-2-1 山形県立山形職業能力開発専門校内3F	023-645-3131	奈良県	631-0824	奈良市西大寺南町8番33号 奈良県商工会議所会館3F	0742-52-4122
福島県	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館5F 福島県職業能力開発協会内	024-522-3677	和歌山県	640-8272	和歌山市砂山南3-3-38 和歌山技能センター内	073-499-6484
茨城県	310-0005	水戸市水府町864-4 茨城県職業人材育成センター内	029-221-8647	鳥取県	680-0845	鳥取市富安2丁目159 久本ビル5F	0857-30-0708
栃木県	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 (県庁舎西別館)	028-612-3830	島根県	690-0048	松江市西嫁島1-4-5 SPビル2F	0852-61-0051
群馬県	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761	岡山県	700-0812	岡山市北区出石町1-2-11 イマージュ・シャトー2F	086-225-1580
埼玉県	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5F	048-814-0011	広島県	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F	082-245-4020
千葉県	261-0026	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-7860	山口県	753-0051	山口市旭通り2-9-19 山口建設ビル3F	083-922-8646
東京都	102-8113	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7F	03-6631-6056	徳島県	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-662-1974
神奈川県	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6F	045-319-4841	香川県	761-8031	高松市郷東町587-1 地域職業訓練センター内 (香川県職業能力開発協会内)	087-882-2910
新潟県	950-0965	新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4F	025-283-2155	愛媛県	791-8057	松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ内	089-961-4077
富山県	930-0094	富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル3F	076-432-8870	高知県	781-5101	高知市布師田3992-4 高知県立地域職業訓練センター内	088-846-2303
石川県	920-0862	金沢市芳斉1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3F	076-254-6487	福岡県	813-0044	福岡市東区千早5-3-1 福岡人材開発センター2F	092-681-2110
福井県	910-0003	福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル内	0776-27-6360	佐賀県	840-0814	佐賀市成章町1-15	0952-24-6667
山梨県	400-0055	甲府市大津町2130-2 県立中小企業人材開発センター内	055-243-4916	長崎県	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21 技能・技術向上支援センター内	095-883-1671
長野県	380-0836	長野市大字南長野南町688-2 長野県婦人会館3F	026-234-9080	熊本県	861-2202	上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内	096-289-5015
岐阜県	509-0109	各務原市テクノプラザ1-18 テクノプラザものづくり支援センター 第2別館	058-379-0521	大分県	870-1141	大分市大字下宗方古川1035-1 大分職業訓練センター内	097-542-6441
静岡県	424-0881	静岡市清水区橋160 静岡県立工科短期大学校 静岡キャンパス内	054-344-0202	宮崎県	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3 宮崎県技能検定センター内	0985-55-3535
愛知県	451-0062	名古屋市西区花の木1-4-4 メゾン花の木2F 201号室	052-524-2075	鹿児島県	892-0836	鹿児島市錦江町9-14	099-226-3240
				沖縄県	900-0036	那覇市西3-14-1	098-894-3231

● 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部(下平、西村) メール:suishin@j-bma.or.jp TEL:03-3805-7560